

答申第 141 号

平成 15 年 5 月 14 日

神奈川県公安委員会
委員長 石井 明 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 5 月 23 日付けで諮問された特定の警察署が取り扱った恐喝事件の捜査に係る指揮伺い一部非公開の件（諮問第 224 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の警察署が取り扱った恐喝事件に係る警察本部長事件指揮簿に記載された「余罪事件の概要」、「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」及び「経緯」のうち、被害者の職名及び氏名並びに事件名は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成13年11月頃、特定の警察署が取り扱った恐喝事件（以下「本件恐喝事件」という。）に係る警察本部長事件指揮簿（以下「本件行政文書」という。）を神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、平成14年4月30日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、本件行政文書中の12月10日付け指揮（伺い）事項に記載された「余罪事件の概要」、同じく3月12日付け指揮（伺い）事項に記載された「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」及び「経緯」の各項目（以下「本件不服申立対象情報」という。）の一部を非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、警察本部長が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、県の機関が行う事務に関する情報であって、捜査方針の決定等の事務に支障を及ぼすおそれがあるもの及び犯罪の予防等に関する情報であって、犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすとともに、公訴の維持に影響を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号、第4号及び第6号に該当するとした一部非公開の処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

（ア）実施機関は、被害者の氏名、住所、職名、生年月日及び年齢（以下「被害者の氏名等」という。）については、特定の個人が識別される

ため非公開としたと説明しているが、実施機関自らが公表したことにより本件恐喝事件の内容が報道されたものである。また、本件恐喝事件に関連した事件(以下「関連事件」という。)は、公判中であるが、その裁判も公開されており、誰でも傍聴できるのであるから、被害者の氏名等は、既に公にされている。さらに、被害者は、自ら被害届を提出したことを公の場において認めており、その記録もあるので、公開すべきである。

(イ) 被害者は、公務として本件恐喝事件の被害届を提出したのであるから、被害者の氏名等は公開すべきである。

イ 条例第5条第4号該当の点について

(ア) 本件恐喝事件は関連事件の余罪であるため、立件し、送致されていない本件恐喝事件の内容が公開されたとしても、関連事件の公訴の維持に影響を及ぼすとは考えられない。

(イ) 実施機関は、立件し、送致することを断念した経緯を公開することにより、検察庁との信頼関係が損なわれると説明しているが、検察と警察の信頼関係を保つためになぜ国民が犠牲にならなければならないのか。

ウ 条例第5条第6号該当の点について

(ア) 実施機関は、被害者の氏名等を公開すると、特定の個人が捜査機関に被害申告をした事実が明らかになり、「お礼参り」などの嫌がらせを受けるおそれがあると説明しているが、被害者は、自ら被害届を提出したことを公の場において認めている。

(イ) また、実施機関は、被害者の氏名等を公開すると関連事件と本件恐喝事件との特殊な関係から関連事件の内容が推測されることになり、関連事件の公訴の維持に影響を及ぼすおそれがあると説明しているが、この程度の情報公開請求により得られた情報によって公訴の維持ができなくなるのであれば、日本の検察・警察制度は不要である。

(ウ) 実施機関は、どのような場合に恐喝事件を立件するかを公開すると立件基準が明らかになり、犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすこととなると説明しているが、この説明は罪刑法定主義を否定するも

のであり、憲法第 31 条を無視する行為である。

立件基準を公開しても、社会や国家に不利益とはならない。

(エ) 本件恐喝事件の被害金は、税金である。したがって、捜査の打ち切り事由は、公開すべきである。

エ その他

実施機関は、決裁権者の本部長等の印影もあると説明しているが、本部長の役職名を出した意図は、まさに警察の手法、すなわち脅しの手口であると読み取れる。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、警察本部の特定の課及び特定の警察署が捜査した関連事件に係る警察本部長事件指揮簿の一部であり、関連事件の余罪として判明した本件恐喝事件の捜査着手から終了までの経緯等が記載されている。

(2) 本件恐喝事件の公表について

実施機関は、関連事件の内容について報道機関に公表した事実はあるが、本件恐喝事件について公表した事実はない。

(3) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 「余罪事件の概要」の項目のうち

(ア)「事件名」の部分には、関連事件の余罪がいかなる恐喝事件であったかが推測される具体的な事件名が記載されているため、当該情報は、本件恐喝事件の被疑者、被害者及び被害関係者の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報である。

(イ)「被害者」及び「被害関係者」の部分には、被害者の氏名等並びに被害関係者の氏名、職名、生年月日及び年齢が記載され、「被害状況」の部分には、脅迫を受けた年月日及び場所、喝取された年月日及び金額、被疑者の振込口座番号等が記載されている。これらの情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別す

ることはできないが、恐喝事件の被疑者及び被害者等特定の個人にとっては、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

イ 「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」の項目の部分には、被害者の職名が記載されているため、これらの情報は、特定の個人が識別され得る情報である。

したがって、当該情報は、いずれも、条例第5条第1号に該当する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

「経緯」の項目の部分には、本件恐喝事件を立件し、送致することを断念せざるを得なかった経緯に係る情報が具体的に記載されている。これらの情報が公開されると公開を前提としていない捜査に関する検討等の内容が明らかになるため、今後の捜査方針を決定する事務に支障を及ぼすおそれがある。

また、本犯である関連事件は、現在公判中の事件であり、本件恐喝事件を立件し、送致することを断念した経緯に係る情報が公開されると、関連事件と恐喝事件との特殊な関係から、関連事件の公訴の維持に影響を及ぼすことになる。このような公訴の維持に直接影響を及ぼす情報の公開については検察庁が判断すべき性質のものであるから、当該非公開部分が公開されることにより、関連事件の公訴提起を行った検察庁との信頼関係が大きく損なわれ、今後の検察庁との協力関係が著しく害されるおそれがある。

したがって、当該情報は条例第5条第4号に該当する。

(5) 条例第5条第6号該当性について

ア 「余罪事件の概要」の項目の部分には、前記(3)で述べたとおり、本件恐喝事件の具体的な事件名等が記載されている。

これらの情報が公開されると、前述のとおり、特定の個人が識別されるとともに、特定の個人が捜査機関に被害申告をした事実が明らかとなり、被疑者等からいわゆる「お礼参り」や「口封じ」その他有形無形の嫌がらせを受けるなど、特定の個人の生命、身体又は財産等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が強く、犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

イ 「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」の項目の部分には、本件恐

喝事件を捜査した結果、当該事件を立件し、送致することを断念せざるを得なくなった具体的な事由が記載されている。

このような具体的な事由が公開されると、恐喝事件の立件基準が明らかになるばかりでなく、その他の犯罪の立件基準も類推されることとなる。

その結果、立件基準を知り得た者、特に常習的に同種犯罪を重ねている暴力団等の無頼の徒らが、検挙に至らない程度の恐喝事件や同種の粗暴的犯罪を反復して敢行するなどの対抗措置を取る蓋然性が強く、犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

ウ また、前記(4)で述べたとおり、関連事件と本件恐喝事件とは特殊な関係を有しており、本件恐喝事件の具体的な事件名、被害者の氏名等及び本件恐喝事件を立件し、送致することを断念した経緯に係る情報が公開されると、関連事件の公訴の維持に影響を及ぼすおそれがある。したがって、当該情報は、いずれも、条例第5条第6号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、警察本部の特定の課及び特定の警察署が捜査した関連事件に係る警察本部長事件指揮簿の一部であり、本件行政文書には、関連事件の余罪として判明した本件恐喝事件の捜査着手から終了までの経緯等が記載されている。

本件不服申立ての対象は、本件行政文書において非公開とされた情報のうち、「余罪事件の概要」、「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」及び「経緯」の各項目に係る部分であると認められる。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護

という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文で定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下の判断に当たって、特に必要と認められる場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 以上のことを総合的に判断すると、本件不服申立対象情報のうち、次に掲げるものは、本件恐喝事件の被疑者、被害者及び被害関係者の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

a 被害者の住所、氏名、職名、生年月日及び年齢

b 被害関係者の氏名、職名、生年月日及び年齢

c 被疑者の氏名、取引金融機関名及び口座番号

また、次に掲げるものは、容易に取得できる他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

d 事件名

e 脅迫場所

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとしている。

(ア) 前記ア(ウ)に掲げた情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

a 不服申立人は、実施機関自らが公表したことにより本件恐喝事件の内容が報道されたのであるから、被害者の氏名等は、公開すべきである旨主張している。

しかし、本件恐喝事件については、実施機関自らが公表した事実は認められず、報道機関の独自取材に基づくものであると推測される。

実施機関は、社会的反響の大小や県民に対する説明責任の必要性等を総合的に勘案した上で、取り扱った事件を公表するか否かを判断しているものと考えられることから、報道されたという事実をもって直ちに慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものであるとは認められない。

b また、不服申立人は、関連事件は公判中で、その裁判も公開されており、誰でも傍聴できることから被害者の氏名等は、公開すべき

である旨主張している。

しかし、裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保する観点から行われているもので、その限度において、当該裁判の被告人やその関係者のプライバシーは、一定の制約を受けざるを得ないとしても、どの様な場合にも、当然に、一般に公開されるべきものとは認められない。

c さらに、不服申立人は、被害者は自ら被害届を提出したと公の場において認めており、記録もあることから被害者の氏名等は、公開すべきである旨主張している。

この点については、本件処分がなされた以後に被害者自身が公の場において、被害届を提出した旨発言しており、その記録は、特定の場において誰にでも閲覧等が可能であることから、そこに記載された被害者の氏名等のうち職名及び氏名並びに事件名については、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報であると認められる。

以上のことから、前記ア(ウ)に掲げた情報のうち、被害者の職名及び氏名並びに事件名は、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

不服申立人は、被害者は公務として本件恐喝事件の被害届を提出したのであるから、被害者の氏名等は公開すべきである旨主張している。

しかし、被害者が、本件恐喝事件に係る被害届を捜査機関に提出した行為は、公務の遂行に関連性があると認められるものの、そのことをもって直ちに公務の遂行の内容に係る情報とまでは言い切れないことから、被害者の氏名等は、同号ただし書ウには該当しないものと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業

に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとし、本来公開になじまない典型的な支障を例示するものとしてアからオまでを類型化している。これら類型化された情報のほか、反復継続されるような性質の事務又は事業であって、公開することにより将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報についても、本号でいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると解される。

イ 本件不服申立対象情報のうち「経緯」の項目の部分に記載された情報は、実施機関が行う捜査方針を決定する事務に関する情報であると認められる。

ウ 実施機関は、「経緯」の項目の部分が開示されると、今後の捜査方針を決定する事務に支障を及ぼすおそれとともに、関連事件の公訴維持に影響を及ぼすこととなり、検察庁との信頼関係が損なわれるおそれがあると説明する。

「経緯」の項目の部分は、事件を立件し、送致するか否かを検討したものであり、捜査方針を決定する上で重要な情報であると考えられることから、これらの情報が公開されると、今後反復継続される捜査方針を決定する事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、公判中の関連事件と本件恐喝事件とが、実施機関が説明する特殊な関係を有する場合、本件恐喝事件を立件し、送致することを断念した経緯が公開されると、公判中の関連事件の情状面を含め量刑にも影響を及ぼすことが十分予想される。したがって、公訴を担当する検察官がコントロールすべき性質のものであると解されるこれらの情報が公開されると、検察官の公訴維持に係る事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、本件不服申立対象情報のうち「経緯」の項目に記載された情報は、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(5) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から、本号により非公開とすることができるものと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見、収集、保全する活動をいい、「公訴の維持」とは、証拠により有罪を立証する活動を行うことをいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで「余罪事件の概要」及び「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」の各項目に係る部分の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうかを検討する。

(ア)「余罪事件の概要」の項目について

実施機関は、当該部分が公開されると、特定の個人が捜査機関に被害申告をした事実が明らかとなり、被疑者等からいわゆる「お礼参り」等の嫌がらせを受けるなど、犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあるとともに、関連事件の公訴の維持に影響を及ぼすおそれがあると説明する。

被害申告の内容に関する情報が公開されると、被害者等特定の個人が明らかとなり、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、特定の個人の生命、身体等の安全を脅かす犯罪が誘発されることが十分予想される。また、前記(4)ウで判断したとおり、実施機関が説明する特殊な関係を有する公判中の関連事件の情状面を含め量刑にも影響を及ぼすことも予想される。したがって、実施機関が犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすとともに、公訴の維持に影響を及ぼすおそれがあると判断したときには、合理的な理由があると認められる。

(イ)「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」の項目について

実施機関は、当該部分が公開されると、恐喝事件の立件基準が明らかとなるばかりでなく、その他の犯罪の立件基準も類推され、犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすおそれがあるとともに、関連事件の公訴の維持に影響を及ぼすおそれがあると説明する。

立件基準の内容に関する情報が公開されると、検挙に至らない程度の恐喝事件や同種粗暴的犯罪が反復して敢行されるなどの対抗措置が取られることが予想される。また、上記(ア)と同様に公判中の関連事件に影響を及ぼすおそれがあると考えられる。したがって、実施機関が犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすとともに、公訴の維持に影響を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められる。

ウ なお、本件恐喝事件に限っては、前記(3)イ(イ)cにおいて判断したとおり、不服申立人が主張する記録は、現時点においては、特定の場所において誰にでも閲覧等が可能であるため、被害者の職名及び氏名並びに事件名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められることから、犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすとともに、公訴の維持に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことには、合理的な理由があるとは認められない。

エ 以上のことから、本件不服申立対象情報のうち、「余罪事件の概要」及び「本件恐喝事件の強制捜査打ち切り事由」の各項目に記載された情報は、被害者の職名及び氏名並びに事件名を除き、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に重大な支障を及ぼすとともに、公訴の維持に影響を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(6) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成14年5月23日	諮問
5月29日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7月9日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
9月2日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
9月9日	実施機関に非公開等理由説明書に対する意見書を送付
11月13日	審議（第15回第三部会）
11月25日	指名委員により不服申立人から意見の聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開理由説明を聴取
12月9日	審議（第16回第三部会）
平成15年1月15日	審議（第17回第三部会）
2月19日	審議（第18回第三部会）
3月18日	審議（第19回第三部会）
4月16日	審議（第20回第三部会）

神奈川県情報公開審査会委員名簿

(平成15年4月1日委嘱)

氏名	現職	備考
金子 正史	獨協大学教授	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士(横浜弁護士会)	
田中 隆三	弁護士(横浜弁護士会)	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	会長職務代理者 部会員
堀部 政男	中央大学教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成15年5月14日現在)(五十音順)